

別表十四（八）の記載の仕方

1 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入に関する明細書

この明細書は、法人が法第64条の4《公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算》の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第1号又は第2号《累積所得金額から控除する金額等の計算》に掲げる場合に該当する場合に限ります。）又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（法第64条の4の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

この明細書は、法人が法第64条の4の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する場合に限り、その事業年度開始の日において同条第7項に規定する調整公益目的財産残額（同条第8項の規定により同条第7項に規定する調整公益目的財産残額とみなされる金額を含みます。以下「調整公益目的財産残額」といいます。）を有する場合を含みます。）又は法第81条の3第1項（法第64条の4の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（令

第131条の5第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する場合に限り、その連結事業年度開始の日において調整公益目的財産残額を有する場合を含みます。）に記載します。

3 社会医療法人の認定を取り消された医療法人が実施計画に係る認定を受けた場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

(1) この明細書は、法人が法第64条の4の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第5号に掲げる場合に該当する場合に限るものとし、当該事業年度又は連結事業年度開始の日（同条第13項の合併の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、当該合併の日）において同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額（同条第13項の規定により同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額とみなされる金額を含みます。）を有する場合を含みます。）に記載します。

(2) 「当期における救急医療等確保事業用資産の取得価額の合計額⁴⁸」は、当期において取得をした各救急医療等確保事業用資産（令第131条の5第1項第5号イに規定する救急医療等確保事業用資産をいいます。）の同条第10項の規定の適用を受ける前の取得価額の合計額を記載します。この場合において、その合計額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

(3) 「当期益金算入額⁴⁹」は、令第131条の5第11項又は第12項の規定の適用がある場合にのみ記載します。